

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月1日

【会社名】 飛鳥ホールディングス株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA HOLDINGS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋光彦

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目8番15号

【電話番号】 03(6455)8400

【事務連絡者氏名】 I R推進部長 竹川昌仁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南1丁目8番15号

【電話番号】 03(6455)8400

【事務連絡者氏名】 I R推進部長 竹川昌仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式 1株につき90円

配当総額 1,730,306,160円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、高橋光彦、奥山誠一、政井貴子、大塚久美子を選任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬を、年額205百万円以内（うち社外取締役分は年額45百万円以内）とする。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬を、年額110百万円以内とする。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬の額の算定方法及び内容決定の件

当社は、取締役の報酬と会社の業績および株式価値の連動性を明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大にコミットするための手段として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象者として、当社設立時の定款附則で定めている業績連動型株式報酬制度を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	105,495	864	590	(注) 1	可決 98.16
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
高橋光彦	100,995	5,359	590	(注) 2	可決 93.97
奥山誠一	104,077	2,277	590		可決 96.84
政井貴子	103,973	2,381	590		可決 96.75
大塚久美子	103,962	2,392	590		可決 96.74
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	104,719	1,599	635	(注) 1	可決 97.43
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	104,516	1,802	635	(注) 1	可決 97.24
第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬の額の算定方法及び内容決定の件	104,436	1,927	590	(注) 1	可決 97.17

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認のできたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。